

平成23年7月8日  
経済部観光振興監決定  
平成24年8月1日一部改正  
平成27年4月1日一部改正

## 北海道アウトドア資格制度試験等運営管理業務モニタリングの基準

### 第1 趣旨

この基準は、北海道アウトドア資格制度業務センター（以下「業務センター」という。）が、北海道アウトドア資格制度の試験、講習、認定審査等業務を実施するに当たり、適正な業務の実施・運営を確保するために行うモニタリングの基準について定める。

### 第2 業務センターのモニタリング

#### 1 事業計画書等の提出（北海道アウトドア資格制度業務センター等認定要領（以下「認定要領」という。）第3の4関係）

業務センターは、毎事業年度開始前に業務センターの認定申請時に添付した事業計画書、収支予算書等の内容を踏まえた事業計画書及び収支予算書を知事に提出するものとする。

事業計画書及び収支予算書に記載する事項は、別記1に掲げる事項とする。

#### 2 事業報告書等の提出（認定要領第3の5関係）

業務センターは、別記2の1及び2に掲げる事項を記載した事業報告書及び収支決算書を作成し、自ら業務運営の実績を把握するとともに、毎事業年度終了後30日以内に道に提出するものとする。

また、業務センターは、別記2の3に掲げる書類を、毎事業年度終了後60日以内に知事に提出するものとする。

#### 3 随時モニタリング

知事は、随時、試験、講習、認定審査等業務の実施状況について、現地での確認等を行うことができるものとする。

### 第3 実施状況の審査等

知事は、業務センターから事業報告書等が提出されたときは、速やかに内容を審査し、業務の履行の状況を確認するものとする。

また、知事は、適正な業務の実施・運営を確保するため、必要と認めるときは、業務センターに対し随時に報告を求め、又は実地について調査することができるものとする。

### 第4 改善等の指示

知事は、第3の審査、確認又は調査の結果、受験者数の著しい減少などが見られる場合や随時モニタリングにおいて、試験、講習、認定審査等業務が適切に行われていないと判断した場合などは、改善その他必要な措置を講ずるよう業務センターに指示するものとする。

附 則

- 1 この基準は、平成23年7月8日から施行する。
- 2 北海道アウトドア資格制度運營業務モニタリングの基準（平成21年3月31日付け経済部参事監決定）は、廃止する。

附 則（平成24年7月12日経済部観光振興監決定）  
この基準の一部改正は、平成24年8月1日から施行する。

附 則（平成27年3月12日経済部観光振興監決定）  
この基準の一部改正は、平成27年4月1日から施行する。

---

## 別記 1

### 事業計画書及び収支予算書に記載する事項

- 1 事業計画書に記載すべき事項は、概ね次のとおりとする。  
当該年度における試験、講習、認定審査等業務の実施予定に関すること
  - (1) 北海道アウトドアガイド資格の認定に係る筆記試験及び実技試験、北海道アウトドア検定の合格認定に係る検定試験並びに北海道アウトドア講習（以下「試験講習業務」という。）の実施回数、実施時期及び場所の予定並びに受験者数等の見込み
  - (2) 北海道アウトドア優良事業者の認定審査（以下「認定審査業務」という。）の実施予定
  - (3) 北海道アウトドア資格制度及び有資格者の普及PRその他北海道アウトドア資格制度に関わる各種事業の企画・実施の業務（以下「資格制度関連業務」という。）の実施予定
  - (4) 年間スケジュール
  
- 2 収支予算書に記載すべき事項は、概ね次のとおりとする。
  - (1) 試験講習業務、認定審査業務及び資格制度関連業務の実施に係る収入及び支出の年間計画
  - (2) 収支予算に関する内訳、注記その他必要な事項

---

## 別記 2

### 事業報告書及び収支決算書に記載する事項

- 1 事業報告書に記載すべき事項は、概ね次のとおりとする。  
当該年度における試験、講習、認定審査等業務の実施実績に関すること
    - (1) 試験講習業務の実施回数、実施時期及び場所の実績並びに受験者数、合格者数等の実績
    - (2) 認定審査業務の実施実績
    - (3) 資格制度関連業務の実施実績
  
  - 2 収支決算書に記載すべき事項は、概ね次のとおりとする。
    - (1) 試験講習業務、認定審査業務及び資格制度関連業務の実施に係る収入及び支出の実績
    - (2) 収支決算に関する内訳、注記その他必要な事項
  
  - 3 提出書類
    - ・ 正味財産増減計算書
    - ・ 貸借対照表
    - ・ 当該事業年度末における財産目録
-

---

別記 3

事業計画書に記載する事項

- 事業計画書に記載すべき事項は、概ね次のとおりとする。
  - (1) 当該年度における北海道アウトドアガイド資格認定の実技試験及び北海道アウトドア講習（以下「試験等業務」という。）の実施回数、実施時期及び場所の予定並びに受験者数等の見込み
  - (2) 年間スケジュール

---

別記 4

事業報告書に記載する事項

- 事業報告書に記載すべき事項は、概ね次のとおりとする。
    - 当該年度における試験等業務の実施回数、実施時期及び場所の実績並びに受験者数、合格者数等の実績
-